

第二期長崎県特別支援教育推進基本計画

第二次実施計画（案）

令和6年11月14日



長崎県教育委員会

目 次

第二次実施計画の策定に当たって	1
1 特別支援学校の環境整備と教育の充実	2
(1) 特別支援学校の環境整備	2
① 児童生徒数増加等への対応	
(2) 特別支援学校における教育の充実	2
① 視覚障害、聴覚障害教育の充実	
② 自立活動の指導の更なる充実	
③ 教科指導の更なる充実	
④ 医療的ケアの更なる充実	
⑤ 強度行動障害や精神疾患等のある児童生徒への適切な指導や支援の充実	
⑥ 多様な進路実現を目指した取組の充実	
⑦ 企業と学校との相互理解に向けた取組の充実	
(3) 地域とともにある特別支援学校	6
① 県内各地区の特別支援教育のセンター的機能の強化	
2 幼稚園等、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校における特別支援教育の充実	7
(1) 幼稚園等における特別支援教育の充実	7
① 全ての教職員を対象とした研修の実施	
② 就学に向けた相談支援体制の充実	
(2) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校における特別支援教育の充実	8
① 全ての教職員を対象とした研修の実施	
② 特別支援学級や通級による指導の充実	
③ 特別支援教育の推進に向けた計画的な人材育成	
④ 困難事例に対応する相談支援体制の充実	
3 特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上	11
(1) 免許保有率向上の取組	11
① 特別支援学校の教員の特別支援学校教諭免許状の取得促進	
② 小学校等の教員の特別支援学校教諭免許状の取得促進	
(2) 人的配置の工夫による専門性の向上	12
① 指導教諭の効果的な活用	
② 研修交流を活用した小学校等における特別支援学級、通級による指導の充実	
(3) 特別支援教育に関する研修	13
① 特別支援学校の教員の専門性向上	
② 小学校等の全ての教職員を対象とした研修の実施	

4 関連する諸課題への対応	14
（１）ＩＣＴ活用等による特別支援教育の質の向上	14
① 特別支援学校のＩＣＴ活用に関する研修の実施	
（２）学校外の人材や関係機関等との効果的な連携及び地域におけるネットワークづくり	15
① 医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等の外部専門家の活用	
② 保護者等支援の推進	
③ 福祉等の関係機関との連携	
（３）障害のある幼児児童生徒の活躍の場の拡大と生涯学習支援	16
① 障害のある幼児児童生徒のスポーツや芸術文化活動への更なる参加の促進	
（４）社会に開かれた特別支援教育を推進するための積極的な情報発信	17
① 社会に開かれた特別支援教育を推進するための情報発信の充実	
資料	18
第二期長崎県特別支援教育推進基本計画 第二次実施計画 目標値	21

第二次実施計画の策定に当たって

長崎県教育委員会では、令和4年度以降の本県における特別支援教育の方向性を検討する目的で「障害のある子どもの教育の在り方に関する検討委員会」を令和元年11月に設置し、以下の4項目について検討いただき、令和2年11月に報告を受けました。

- 1 特別支援学校の環境整備と教育の充実
- 2 幼稚園等、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校における特別支援教育の充実
- 3 特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上
- 4 関連する諸課題への対応

この報告に基づき、本県の障害のある子どもの教育の更なる充実に向けて、長崎県総合計画及び長崎県教育振興基本計画を踏まえ、全県的、かつ中・長期的な視点に立って計画的に特別支援教育を推進していくため、県教育委員会としての基本方針や施策の方向性を示した「第二期長崎県特別支援教育推進基本計画」並びに「第一次実施計画」を策定しました。

本第二次実施計画は、「第二期長崎県特別支援教育推進基本計画」に示した方向性を踏まえ、令和7年度から9年度に取り組む施策を具体化し、まとめたものです。

今後、以下に示す「本県の特別支援教育における基本方針」に沿って、第二次実施計画に係る取組を着実に推進してまいります。

- 障害のある子どもたちが変化の激しいこれからの社会を生きていくために、「生きる力」の育成を目指し、自立や社会参加に向け、一人一人の障害の状態やニーズに応じた教育の充実を図ります。
- 障害のある子どもたちが地域社会の一員として、できる限り身近な地域で専門的な教育を受けられるようにするとともに、学校教育と関係機関等が連携・協働し、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した指導や支援の充実を図ります。
- 障害のあるなしやその他の個々の違いを認め合い、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の実現に向けて、全ての学校においてインクルーシブ教育システム^(※1)の構築に向けた特別支援教育を推進するとともに、県民への理解・啓発に取り組めます。

(※1) インクルーシブ教育システム：障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みの整備と、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要とされている。

1 特別支援学校の環境整備と教育の充実

(1) 特別支援学校の環境整備

① 児童生徒数増加等への対応

- これまで第一期及び第二期長崎県特別支援教育推進基本計画に基づき、特別支援学校の適正配置を進めてきたことにより、居住地に近い地域で専門的な教育を受ける環境が整ってきました。【P18:資料 1】
- しかし、知的障害のある児童生徒数は依然増加傾向にあり【P18:資料 2】、特に佐世保地区と島原地区については、幼児児童生徒数の推移や特別支援学校設置基準等を踏まえ、教室の確保などの対応が必要となっています。

<新たな取組>

- 特別支援学校における教室確保策の検討(佐世保特別支援学校、島原特別支援学校)
- 時和特別支援学校西彼杵分校及び虹の原特別支援学校対馬分校の設置と教育環境の整備

(2) 特別支援学校における教育の充実

① 視覚障害、聴覚障害教育の充実

- 盲学校及びろう学校は、設置から100年以上の歴史がある県内唯一の視覚障害や聴覚障害の教育を行う特別支援学校です。
- これまで、障害種に応じた専門的な指導や専攻科での職業教育を行ってきましたが、近年、児童生徒数が減少傾向にあり、障害の程度や実態も多様化しています。また、ろう学校においては大学への進学を希望する生徒も在籍するなど、生徒の教育的ニーズに応じた教科指導や進路指導の充実、指導体制の工夫が課題となっています。

<新たな取組>

- 盲学校及びろう学校における教育の在り方と充実に関する研究

② 自立活動の指導の更なる充実

- 第一次実施計画に基づいて、知的障害のある児童生徒に対する自立活動の指導(※2)を時間割に位置づけ、充実を図ってきたことにより、全ての知的障害の特別支援学校で自立活動の重要性の認識が高まっています。
- しかし、自立活動の指導は、指導目標や具体的な指導内容の設定に経験や専門性が必要となることから、知的障害のある児童生徒に対する自立活動の時間の指導の実践を蓄え、全ての特別支援学校で共有し、個々の教員の専門性の向上と指導の充実を図る必要があります。

(※2) 自立活動の指導：個々の児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培うことを目的とした指導。

＜新たな取組＞

- 知的障害のある児童生徒に対する自立活動の指導事例データベースの作成と活用

＜充実・強化する取組＞

- 組織的な取組モデル集を活用した各校における自立活動の充実に向けた組織的・計画的な人材育成

③ 教科指導の更なる充実

- 現行の学習指導要領に基づいてカリキュラム・マネジメント^(※3)の充実が図られ、あわせて知的障害のある児童生徒に対する教科別の指導の重要性について認識が高まったことにより、教科等を合わせた指導を見直し、教科別の指導の充実に取り組もうとする特別支援学校が増えています。
- 今後、児童生徒の実態や各教科の段階・内容に応じて適切に教材等を活用したり、チーム・ティーチング^(※4)による授業を効果的に行ったりすることで、教科指導の充実や授業改善を進めていく必要があります。
- また、小学校や中学校、高等学校に準ずる教育を行う特別支援学校においては、高等学校や大学への進学を目指す生徒の学力の向上や定着を図るため、継続して教科指導力の向上を図る必要があります。
- 本県では令和7年度に遠隔教育センターが設置される予定であり、特別支援学校でも児童生徒や教員を問わず、専門的な授業を受ける機会として期待されています。

＜新たな取組＞

- 知的障害のある児童生徒に対する教科の段階・内容ごとの教材やスライドデータの共有
- 教科指導の充実に向けたチーム・ティーチングの在り方と授業改善に関する研究
- 教育センターの教科指導力向上に係る研修受講の促進
- 遠隔教育センターを活用した専門性の高い授業及び授業研究の実施

＜充実・強化する取組＞

- 小学校や中学校、高等学校に準ずる教育を行う特別支援学校における障害種を超えた教科指導に係る情報共有会や授業研究会の実施

（※3）カリキュラム・マネジメント：各校が設定する教育目標を実現するために、子どもたちの姿や地域の実情を踏まえた上で、学習指導要領等に基づき教育課程を編成し、それを実施・評価し改善すること。

（※4）チーム・ティーチング：複数の教員が指導計画の作成、授業の実施、教育評価などに協力して当たること。

④ 医療的ケアの更なる充実

- 本県では、たんの吸引や経管栄養など医療的ケア（※5）を必要とする児童生徒の安全・安心な学校生活を確保するため、平成16年度から「障害のある子どもの医療サポート事業」に取り組んできました。また、医療的ケア児の増加に伴い医療的ケア看護職員の配置を拡充するとともに【P19:資料3】、人工呼吸器等の高度な医療的ケアにかかわる研修等にも取り組んできました。
- 今後は、特別支援学校に在籍する医療的ケア児が安全・安心に通学するための通学支援の実施体制の構築や、小・中学校に配置されている医療的ケア看護職員に対する研修の充実など、県医療的ケア児支援センター等の関係機関と連携した取組の充実が求められています。

＜新たな取組＞

- 医療的ケア児が安全・安心に通学するための通学支援の実施体制の構築
- 県医療的ケア児支援センターと連携した小・中学校に配置されている医療的ケア看護職員に対する研修や相談会の実施

＜充実・強化する取組＞

- 人工呼吸器等、より高度な医療的ケアへの対応に向けた体制の充実・強化
- 医療的ケア看護職員確保のための特別支援学校見学会や看護師養成校への周知の実施

⑤ 強度行動障害や精神疾患等のある児童生徒への適切な指導や支援の充実

- 発達障害の児童生徒は、それだけでは特別支援学校（病弱）の対象ではありませんが、中には、成長とともにうつ病や強迫性障害、適応障害、統合失調症等の精神疾患の診断を受け、特別支援学校（病弱）で学習することが必要となる場合があります。
- これまで第一次実施計画に基づいて、特別支援学校（知的障害）における強度行動障害（※6）等のある児童生徒に対する指導や支援の在り方についての研修に取り組んできました。
- このような、より手厚い支援や関係機関との連携が不可欠な児童生徒への適切な指導と支援の内容について、全ての特別支援学校の教員が理解し、実践に生かせるようになることが必要となっています。

＜充実・強化する取組＞

- 全ての特別支援学校の教員に対する強度行動障害、精神疾患、愛着障害等のある児童生徒への適切な指導や支援についての研修の実施

（※5）医療的ケア：学校や在宅等で日常的に行われているたんの吸引、経管栄養、気管切開部の衛生管理等の医行為。

（※6）強度行動障害：自傷、他害、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。

⑥ 多様な進路実現を目指した取組の充実

- 令和５年度の県立特別支援学校高等部卒業生の就職希望者の就職率は８８．６パーセントであり、この１０年間の平均は９２．１パーセントとなっています。【P19：資料４】
- 本県が平成２７年度から取り組んできた長崎県特別支援学校キャリア検定（※７）において、生徒が清掃や事務に関する技能や態度等を身に付けてきたことにより、清掃や事務補助業務等に就労する生徒が増加するなど、進路選択に広がりが見られるようになっていきます。
- また、第一次実施計画に基づき、ＩＣＴを活用した就労に必要となる指導内容や指導方法の開発にも取り組んできました。今後は、これからの時代に必要となるＩＣＴを活用した新たなキャリア検定の開発や取組が期待されています。

＜新たな取組＞

- 新たな「長崎県特別支援学校キャリア検定（種目：アノテーション（※８）」の実施

＜充実・強化する取組＞

- 様々な就労先や進学先で活躍している卒業生をロールモデルとした講演会の実施

⑦ 企業と学校との相互理解に向けた取組の充実

- 障害のある生徒の雇用の拡大を目指して、障害者雇用が未経験の企業に対して「就労支援フォーラム」や「障害者雇用フェス」を開催し、更なる理解啓発に取り組んできました。また、令和６年度から長崎県中小企業家同友会と連携したキャリア教育や職業教育の充実にも取り組みを広げてきています。
- 今後、企業に障害のある生徒の雇用について、より一層理解を促していく必要があることから、特別支援学校の存在や魅力の発信に努めていく必要があります。

＜新たな取組＞

- キャリア教育や職業教育の充実に向けた各種経済団体との連携
- 特別支援学校ＰＲ動画の制作と活用（特別支援学校魅力発信プロジェクト）

＜充実・強化する取組＞

- 障害のある生徒の雇用に関する企業向けフォーラム等の開催
- 特別支援学校に在籍する生徒の企業見学の実施

（※７）長崎県特別支援学校キャリア検定：特別支援学校高等部生徒の就労を支援するため、学校や関係企業等と連携して開発された県独自の認定資格を取得するための検定。清掃や事務アシスタントの種目の検定を実施し、受検者の身だしなみ、挨拶、態度及び技能等を審査し、１級から１０級までの区分で認定している。

（※８）アノテーション：テキストや音声、画像、動画などあらゆる形態のデータの一つ一つに、タグやメタデータと呼ばれる情報を付けていく作業のこと。

(3) 地域とともにある特別支援学校

① 県内各地区の特別支援教育のセンター的機能の強化

- 地域で特別支援教育のセンター的機能^(※9)を担う特別支援学校は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（以下、「小学校等」）の要請に応じて、特別支援教育に関する助言や援助に努めてきたところですが、現在、特別な支援を必要とする児童生徒が継続して増えていることにより、一層の相談支援機能の発揮が求められています。
- また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による小学校等への相談支援の機会の減少や、特別支援教育コーディネーター^(※10)の入れ替わりにより、次の世代の人材育成が課題となっています。
- そのため、県教育委員会や市町教育委員会等の支援により、各地区の特別支援教育コーディネーター連絡協議会が主催する研修会の充実や、特別支援学校の相談支援体制の強化を図ることで、地域の特別支援教育の充実につなげていく必要があります。

<新たな取組>

- 特別支援教育コーディネーター連絡協議会と県教育委員会が連携した研修会の実施

<充実・強化する取組>

- 地域の小学校等で学ぶ多様な実態や教育的ニーズのある児童生徒に対する相談支援機能の充実
- 特別支援教育コーディネーター連絡協議会での市町教育委員会と特別支援学校の役割分担を明確化することによる小学校等への相談支援の強化

(※9) センター的機能：特別支援学校がこれまで蓄積した専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能を果たすこと。特に、幼稚園等、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校の要請に応じて、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒の教育に関し、必要な助言又は援助を行うよう努めることが学校教育法第74条に規定されている。

(※10) 特別支援教育コーディネーター：各学校における特別支援教育の推進のため、校務分掌に明確に位置付けられ、主に校内委員会・校内研修の企画・運営や関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員のこと。

(※11) 個別の教育支援計画：関係機関との連携により乳幼児から学校卒業後まで一貫した支援を行うため、教育的支援の目標や内容等を盛り込んだ長期的な視点に立った計画。学校が中心となって作成し、保護者の参画や意見等を聴くことなどが求められる。

(※12) 幼児教育センター：都道府県が広域に、幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究、研修機会の提供や相談業務、市町や幼児教育施設に対する助言・情報提供等を行う地域の拠点のこと。

2 幼稚園等、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校における特別支援教育の充実

(1) 幼稚園等における特別支援教育の充実

① 全ての教職員を対象とした研修の実施

- 現在、幼稚園、保育所、認定こども園等（以下、「幼稚園等」）では、障害のある乳幼児に対し、医療、保健、福祉等の関係機関が連携して早期からの支援が行われています。
- 幼稚園等の全ての教職員に対しては、幼稚園等における特別支援教育の充実のため、障害のある乳幼児の特性の理解や、個別の教育支援計画（※11）を活用した情報の確実な引き継ぎについての研修を実施してきました。
- 今後、県幼児教育センター（※12）や市町のこども部局と連携した研修の実施と充実が期待されています。

<新たな取組>

- 県幼児教育センター等と連携した特別支援教育研修会の実施

<充実・強化する取組>

- 障害のある幼児の特性と対応の方法についてのオンデマンド研修の実施
- 個別の教育支援計画の活用促進リーフレットを用いた保護者や関係機関への周知

② 就学に向けた相談支援体制の充実

- これまで県教育委員会では、市町教育委員会に対して教育支援チームの派遣などを行い、早期からの継続的な相談支援体制の整備や障害のある幼児の就学を支援してきました。
- その結果、多くの市町教育委員会では相談支援体制の整備が進んだものの、一部の市町では教育支援チームの派遣件数が増加傾向にあったり、相談員が未配置であったりするなどの課題が見られます。
- 就学に向けた相談支援体制の充実のためには、市町教育委員会の就学相談に係るスキルアップが不可欠であると考えられ、県教育委員会が実施する就学担当者等研修会の内容の充実や改善を図る必要があります。
- また、障害のある幼児の就学については、早期からの気づきや情報提供が重要であり、そのためにも乳幼児健診が大切な場となることから、県及び市町の幼児教育センターやこども部局との連携が重要となっています。

<新たな取組>

- 5歳児健診等を活用した保護者への就学に関する情報発信の推進
- 市町こども部局の参加を促した就学担当者等研修会の実施
- より実践的で具体的な「就学相談スキルアップ研修会」の実施

<充実・強化する取組>

- 市町の就学相談の実施体制の構築に向けた支援と教育支援チームの役割分担の明確化

(2) 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校における特別支援教育の充実

① 全ての教職員を対象とした研修の実施

- 小学校等においては、通常の学級に在籍する発達障害等のある子どもの基本的な理解と対応や、全ての子どもにとって分かりやすい授業環境づくりの必要性について、全ての教職員を対象とした発達障害等教育支援研修会^(※13)＜基礎編＞を実施し、教職員全体の特別支援教育の理解促進に取り組んできました。
- また、管理職員に対しても、特別支援教育に係る校内支援体制の機能チェックと改善、教育的ニーズに応じた教職員の対応力の向上を内容とした、発達障害等教育支援研修会＜組織マネジメント編＞を実施することで、管理職員がリーダーシップを発揮し、学校全体で取り組む特別支援教育の推進に取り組んできました。
- しかし、近年、通常の学級に在籍する発達障害等の特別支援学校の対象とならない生徒が、特別支援学校の受検を希望するなど、特別な教育的支援を必要とする生徒の進路指導に課題が見られます。
- さらに、特別支援学校の高等部に入学した生徒が、障害の受容が難しいことで登校を渋ることや退学を希望するケースもあり、早期からの障害受容を含めたキャリア教育が重要となっています。
- 今後は、校内委員会の機能強化を図りながら、学校全体で取り組む特別支援教育をより一層推進するため、校内での推進の核となる特別支援教育コーディネーターや指導教諭等に向けた研修会の充実を図る必要があります。

＜新たな取組＞

- 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする生徒の進路指導研修会の実施（発達障害等教育支援研修会＜キャリア・マネジメント編＞）
- 特別支援教育コーディネーター連絡協議会と県教育委員会が連携した研修会の実施【再掲】

＜充実・強化する取組＞

- 全ての教職員を対象とした研修の充実（発達障害等教育支援研修会＜基礎編＞）

（※13）発達障害等教育支援研修会：発達障害等、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の特性や教育的ニーズの把握、対応・支援方法など基礎的な事項についての研修。また、管理職員を対象とした校内支援体制の機能チェックと改善、個々の状況や教育的ニーズに沿った教職員の対応力の向上を内容とした研修により、特別支援教育に係る学校組織のマネジメントの充実を図っている。

② 特別支援学級や通級による指導の充実

- これまで第一期及び第二期長崎県特別支援教育推進基本計画に基づき、特別支援学校が未設置の地区で一定規模（１０名程度）の児童生徒数の就学が継続して見込まれる場合は、既存施設の活用の可能性や地元自治体、保護者等の理解や協力が得られるかなど、分教室設置の可能性を総合的に検討してきました。今後、未設置の地区においては、特別支援学校と小学校等との研修交流を計画的に行うなどの人的配置の工夫を行うことで、当該地区の特別支援教育の充実につなげる必要があります。
- また、全国や本県の特別支援学級（※14）や通級による指導（※15）の対象児童生徒は、継続して増加の傾向にあります。【P20：資料 5、6】特別支援学級の担任や通級による指導の担当は、児童生徒の実態に応じた特別の教育課程の編成や個別の指導計画に基づいた指導力など、特別支援教育に係る一定の力量が不可欠となります。小学校等における特別支援教育をより一層充実させていくためにも、県教育委員会と市町教育委員会が連携して特別支援学級の担任等に対する研修の充実に取り組む必要があります。
- 一方、高等学校では、平成３０年度から通級による指導を開始し、令和６年度は７校８課程で実施するなど、高等学校においても支援の必要な生徒に対する指導や支援の充実を進めてきました。今後は、高等学校と特別支援学校が連携した通級の指導力向上や指導者育成に取り組んだり、通級による指導の担当教員を他の高等学校に派遣して指導を行う通級の巡回指導を実施したりするなど、特別支援教育の更なる充実が必要となっています。

＜新たな取組＞

- 特別支援学級充実のための研修交流の実施（特別支援学校未設置地区）
- 特別支援学級等指導力向上事業（学校訪問）の実施
- 高等学校通級指導力向上事業（学校訪問）の実施
- 高等学校における通級の巡回指導の実施

（※14）特別支援学級：障害の程度が比較的軽い児童生徒のために、小・中学校、義務教育学校に障害の種別ごとに設置される少人数編成の学級。知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、言語障害、自閉症・情緒障害の学級がある。

（※15）通級による指導：通常の学級に在籍している障害の程度が軽い児童生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける教育形態のこと。対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害などで、知的障害は含まない。平成３０年度から高等学校における通級による指導が制度化された。

③ 特別支援教育の推進に向けた計画的な人材育成

- 小学校等の特別支援学級担任や通級による指導の担当は、地域の特別支援教育の推進に大きな役割を果たしており、今後もそれらの人材を、計画的に育成する必要があります。
- 特別支援学級や通級による指導の指導力向上に係る研修は、県教育センターをはじめとして各市町教育委員会や各校の管理職員等が中心となって実施していますが、地域でより実践的な指導力の向上を図るためには、県教育委員会と市町教育委員会が連携した研修の充実や担当教員の育成に取り組む必要があります。

<新たな取組>

- 特別支援学級等指導力向上事業（学校訪問）の実施【再掲】

<充実・強化する取組>

- 各市町教育委員会や高等学校からの推薦者を対象とした「特別支援教育次世代リーダー養成研修」の実施と充実

④ 困難事例に対応する相談支援体制の充実

- 小学校等において、校内の支援体制で改善を図ることが難しい場合は、特別支援学校のセンター的機能の活用を促したり、センター的機能を活用した対応では困難な事例については、県教育センターや大学等の高い専門性を有する相談機能の活用を推奨したりして、困難事例に対する対応の充実に取り組んできました。
- しかし、新型コロナウイルス感染症の影響によるセンター的機能の活用件数の減少や、人事異動による特別支援教育コーディネーター等の入れ替わりにより、高い専門性を有する相談機関との連携や活用が進んでいない現状があり、困難事例の改善のためにも更なる活用を図る必要があります。

<充実・強化する取組>

- 県教育センターの教育相談機能の周知の徹底と対応の充実
- 特別支援学校のセンター的機能の積極的な活用促進

3 特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上

(1) 免許保有率向上の取組

① 特別支援学校の教員の特別支援学校教諭免許状の取得促進

- 本県の特別支援学校の教員は、平成28年度から特別支援学校教諭免許状^(※16)の保有を必須としており、勤務する学校の障害種の免許状を保有していない場合は、免許法認定講習の受講を推奨するなど、計画的な免許状取得の取組を進めてきました。
- その結果、令和5年度の特別支援学校における免許保有率は93.5パーセントとなっており、令和元年度の87.1パーセントと比較すると上昇していますが、視覚障害や聴覚障害の領域については、知的障害、肢体不自由及び病弱と比較すると、依然として取得者が少ないことから、継続した免許状取得の推進を図る必要があります。

<充実・強化する取組>

- 免許状を取得していない校種の学校に異動した教員に対する4年以内の勤務校の障害種の免許状取得の促進

② 小学校等の教員の特別支援学校教諭免許状の取得促進

- 県内の特別支援学級担任や通級による指導の担当の特別支援学校教諭免許状保有者数は、年々増加傾向にありますが、特別支援学級や通級指導教室の対象児童生徒は継続して増加の傾向にあり、特別支援学級の担任等は特別支援教育に係る一定の力量が求められていることから、今後も継続して免許状の取得を奨励していく必要があります。
- また、教員を志望する学生が、特別支援学校教諭免許状を取得することは、通常の学級において指導を行う上でもメリットがあることから、県教育委員会が教員養成系大学と連携して講義を行うなど、特別支援学校教諭免許状の取得推進に向けた取組を進める必要があります。

<充実・強化する取組>

- 県内の教員養成系大学等と連携し、大学生を対象とした特別支援教育に係る講義の実施

(※16) 特別支援学校教諭免許状：特別支援学校の教員は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状のほか、特別支援学校教諭免許状を有していなければならない。特別支援学校教諭免許状は、専修免許状、一種免許状、二種免許状に区分されており、特別支援教育領域（視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に関する教育の5領域）を定めて授与される。免許状の授与を受けた後、新たに領域を追加することも可能である。

(2) 人的配置の工夫による専門性の向上

① 指導教諭の効果的な活用

- これまで、特別支援教育に高い指導力がある教員を指導教諭(※17)として任用することで、所属校における特別支援教育の充実を図るとともに、配置する市町の教職員に対し児童生徒の実態等を踏まえた具体的な指導や助言を行い、地域の特別支援教育の充実を図ってきました。
- 令和6年度は15市町に17名の指導教諭が配置されていますが、今後は県教育委員会が主催する指導教諭研修会等をととして指導教諭を有効活用した実践を周知していくことで、指導教諭の更なる活用を促したり、配置の充実や人材育成につなげたりする必要があります。

<充実・強化する取組>

- 指導教諭の効果的な活用事例の周知と活用の更なる促進
- 各市町教育委員会や高等学校からの推薦者を対象とした「特別支援教育次世代リーダー養成研修」の実施と充実【再掲】

② 研修交流を活用した小学校等における特別支援学級、通級による指導の充実

- 研修交流により小学校等の特別支援学級の担任や通級による指導の担当となった特別支援学校の教員は、校内だけでなく地域における特別支援教育の推進に大きな役割を果たすようになっていきます。
- そのため、特別支援学校から研修交流を希望した教員が、特別支援学級の担任や通級による指導の担当となり、指導の充実や校内支援体制の強化を図ることができるような仕組みを構築することが重要となっています。
- また、特別支援学校が未設置の地区においては、特別支援学校と小学校等との研修交流を計画的に行うことで、地域の特別支援教育の充実を図る必要があります。

<新たな取組>

- 特別支援学級充実のための研修交流の実施（特別支援学校未設置地区）【再掲】

<充実・強化する取組>

- 研修交流により特別支援学校から小学校等に勤務する教員が、希望に応じて、特別支援学級の担任や通級による指導の担当となる研修交流の促進

(※17) 指導教諭：児童生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う者のこと。本県においては、特別支援教育に高い指導力等を備える者を小・中学校、義務教育学校に任用することで、所属校とともに配置市町内の学校の特別支援教育の充実を図ることをねらいとしている。

(3) 特別支援教育に関する研修

① 特別支援学校の教員の専門性向上

- 特別支援教育に関する研修を中心的に担っている県教育センターでは、教職員の経年研修をはじめとして、様々な研修講座を実施しており、近年ではオンラインで参加できる研修も増えています。また、国立特別支援教育総合研究所等がオンデマンド配信する研修も増えています。
- 現在、特別支援学校に勤務する教員は、経験年数に沿って教員として求められる資質の目標を示した本県独自の「教員等としての資質の向上に関する指標」を活用して、計画的な研修受講や専門性の向上に努めていますが、大量退職や人事異動に伴う人材の入れ替わりにより、特別支援学校のミドルリーダーの育成が急務となっています。
- また、第一次実施計画に基づき、少人数でより効果的な指導を行うチーム・ティーチングの在り方について、管理職員の研修会を中心に協議を進めてきました。今後、特別支援学校の教員全体に求められる専門性として更に研究を深め、研究や実践で得られた成果を周知していく必要があります。

<新たな取組>

- 教科指導の充実に向けたチーム・ティーチングの在り方と授業改善に関する研究
【再掲】

<充実・強化する取組>

- 特別支援学校に勤務する教員への県教育センターの研修講座や国立特別支援教育総合研究所等のオンデマンド研修の受講促進

② 小学校等の全ての教職員を対象とした研修の実施

- 小学校等では第一次実施計画に基づき、発達障害等教育支援研修会<基礎編>を実施し、教職員全体の特別支援教育の理解促進に取り組んできました。今後さらに、教職員のニーズに応えるため、研修内容の充実に取り組む必要があります。
- また、特別支援学校の教員を対象に開催している教育課程説明会や学習指導要領説明会は、小学校等の特別支援学級や通級による指導にも参考となる内容が多いことから、特別支援学級の担任や通級による指導の担当に対する研修機会として広げていく必要があります。

<新たな取組>

- 小学校等の特別支援学級担任や通級指導教室担当に対する教育課程説明会等の受講促進

<充実・強化する取組>

- 全ての教職員を対象とした研修の充実（発達障害等教育支援研修会<基礎編>）
【再掲】

4 関連する諸課題への対応

(1) ICT活用等による特別支援教育の質の向上

① 特別支援学校のICT活用に関する研修の実施

- 小学校等に準ずる教育課程で学ぶ児童生徒がいる特別支援学校の小・中学部では、令和3年度から文部科学省が実施する「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」に取り組み、障害の状態や実態に応じた効果的な活用方法を検討してきました。
- 令和6年度から段階的に導入される学習者用デジタル教科書^(※18)を更に効果的に活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図っていく必要があります。
- また、特別支援学校の児童生徒及び指導者用1人1台端末の整備により、教員のICT^(※19)を活用した指導力を更に向上させ、子どもの力を最大限に引き出す教育や情報モラル教育の充実を加速化させることが求められています。

<新たな取組>

- 学習者用デジタル教科書の活用や知的障害のある児童生徒のICT活用の研究
- 情報モラル教育充実のための「GIGAワークブックながさき^(※20)」の活用

<充実・強化する取組>

- 長崎大学と連携した専門性の高い研修の実施や教育センターの「長崎県まなびサポート^(※21)」等の活用

(※18) 学習者用デジタル教科書：「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善や、特別な配慮を必要とする児童生徒等の学習上の困難低減のため、学習者用デジタル教科書を制度化する「学校教育法等の一部を改正する法律」等関係法令が平成31年4月から施行された。これにより、これまでの紙の教科書を主たる教材として使用しながら、必要に応じて学習者用デジタル教科書を併用することができることとなった。(ここでの「学習者用デジタル教科書」とは、紙の教科書の内容の全部(電磁的記録に記録することに伴って変更が必要となる内容を除く。)をそのまま記録した電磁的記録である教材を指す。)

(※19) ICT：「Information and Communication Technology」の略。通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称のこと。

(※20) GIGAワークブックながさき：1人1台端末の整備やスマートフォンの所持率の増加など、近年の子どもたちを取り巻く環境の変化に対応していくため、これまで活用してきた「SNSノートながさき」を活用型情報モラル教育教材としてアップデートしたもの。

(※21) 長崎県まなびサポート：県教育センターの人的資源・研修講座等にかかる実績を活用して、各学校の校内研修や市町教育委員会の研修に対するサポート、及び教育研究団体等の活動をサポートする。

(2) 学校外の人材や関係機関等との効果的な連携及び地域におけるネットワークづくり

① 医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等の外部専門家の活用

- 全ての特別支援学校では、P T（理学療法士）、O T（作業療法士）、S T（言語聴覚士）等、様々な分野の専門的知識や技術を有する外部専門家から、児童生徒への指導や支援に対する助言を得ることで、障害種に応じた専門性の向上に取り組んできました。
- また、助言を得て授業改善に取り組んだ事例等を、校内で共有し共通した専門性として蓄え、地域におけるセンター的機能に活用することで、小学校等に在籍する特別な支援が必要な児童生徒に対する指導や支援の充実につなげてきました。
- 一方、個々の外部専門家が有する専門性や助言により得られた知見等について、特別支援学校間で十分に共有する機会がなく、活用する外部専門家が固定化する傾向にあることから、情報共有を促進させるとともに、更なる活用と専門性の向上につなげる必要があります。

<新たな取組>

- 外部専門家活用の好事例集の作成と活用

<充実・強化する取組>

- 外部専門家活用の情報の特別支援学校間における共有及び小学校等への発信

② 保護者等支援の推進

- 保護者の中には、自分の子どもの障害や支援の必要性に気付くことが遅れたり、受け入れに時間を要したりすることがあります。また、子どもと生活を共にする家族等から障害の理解が得られず、適切な就学や学びの場の選択が困難となる場合もあることから、幅広い世代の方々に対してインクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進について、情報発信する必要があります。
- また、地域によっては、障害のある子どもの就学に関する情報が得にくいという声があるため、就学や学びの場などの情報を必要な保護者に周知することができるよう、県教育委員会が作成している就学に関するリーフレットの改善を図る必要があります。

<新たな取組>

- 就学や学びの場などの情報を周知するためのリーフレットの作成と活用
- ながさき県民大学と連携した幅広い世代の方々を対象とした特別支援教育セミナーの開催
- 市町のこども部局の参加を促した就学担当者等研修会の実施【再掲】

③ 福祉等の関係機関との連携

- 現在、特別支援学校に在籍する子どもだけでなく、小学校等に在籍する多くの障害のある子どもが放課後等デイサービス（※22）を利用しています。学校と放課後等デイサービスが必要な情報を共有し、一貫した支援を行うことができるようにするためにも、個別の教育支援計画を活用した情報共有を行い、相互に連携した支援の充実が求められています。

<充実・強化する取組>

- 小学校等や特別支援学校における放課後等デイサービス事業所との個別の教育支援計画を用いた情報共有の促進

（３）障害のある幼児児童生徒の活躍の場の拡大と生涯学習支援

① 障害のある幼児児童生徒のスポーツや芸術文化活動への更なる参加の促進

- 本県では、障害のあるなしにかかわらず誰もが社会を構成する一員として、共に地域を支え合い、あらゆる社会活動に参加することができる平和な共生社会の実現を目指しています。近年、障害のある子どもたちが参加できるスポーツや芸術文化活動が広がっており、「ながさきピース文化祭2025（第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭）」の開催にともない、障害のある子どもが芸術や文化に触れる機会や活躍する場が更に増えることが期待されています。
- 今後、美術館等の関係機関や関係団体等との連携を更に深め、障害のある子どもの芸術文化の鑑賞や創造の機会の確保に取り組むとともに、表現する機会や活躍の場の拡大に努める必要があります。

<新たな取組>

- 美術館等の関係機関や関係団体等と連携した表現の機会や活躍の場の創出

<充実・強化する取組>

- 在校生に対するスポーツや文化芸術活動への積極的な参加の促進

（※22）放課後等デイサービス：学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障害のある児童生徒を対象として、放課後や休業日に児童福祉法に基づく事業所等において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行うもの。

(4) 社会に開かれた特別支援教育を推進するための積極的な情報発信

① 社会に開かれた特別支援教育を推進するための情報発信の充実

- 現行の学習指導要領では、教育課程を通じて、社会とのつながりを重視しながら学校の特色づくりを図ることや、社会とのかかわりの中で子どもたち一人一人の豊かな学びを実現することが求められており、コミュニティ・スクール^(※23)など地域と学校が役割や目的等を共有し、連携を図りながら地域の資源を活用して、教育活動を充実させていくことが必要となっています。
- さらに、県教育委員会及び各特別支援学校のホームページや広報等を活用して、特別支援学校の目的や魅力等を広く県民に対して分かりやすく発信する必要があります。

<新たな取組>

- 特別支援学校におけるコミュニティ・スクール導入の検討
- 特別支援学校PR動画の制作と活用(特別支援学校魅力発信プロジェクト)【再掲】
- ながさき県民大学と連携した幅広い世代の方々を対象とした特別支援教育セミナーの開催【再掲】

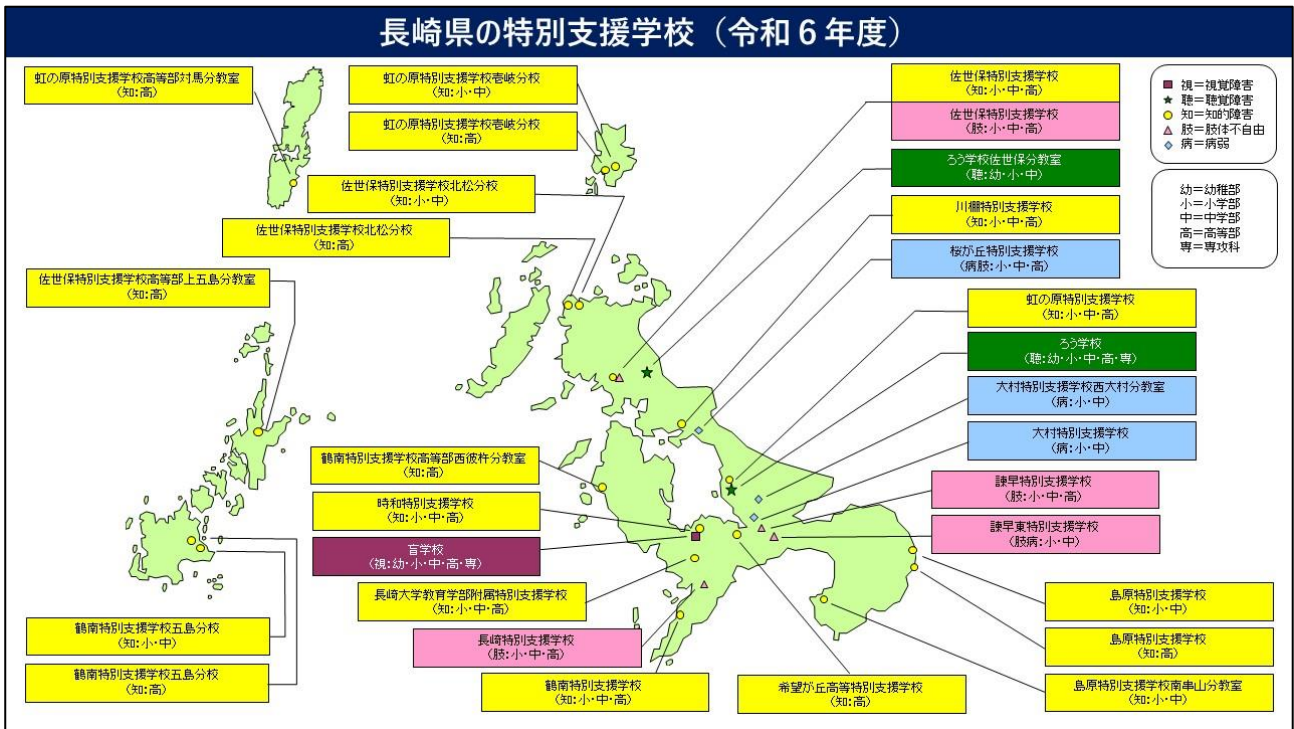
<充実・強化する取組>

- ホームページや広報誌等を活用した各特別支援学校の教育の目的や障害のある子どもの学習の様子などの積極的な発信

(※23) コミュニティ・スクール：学校運営協議会制度。学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことができる。

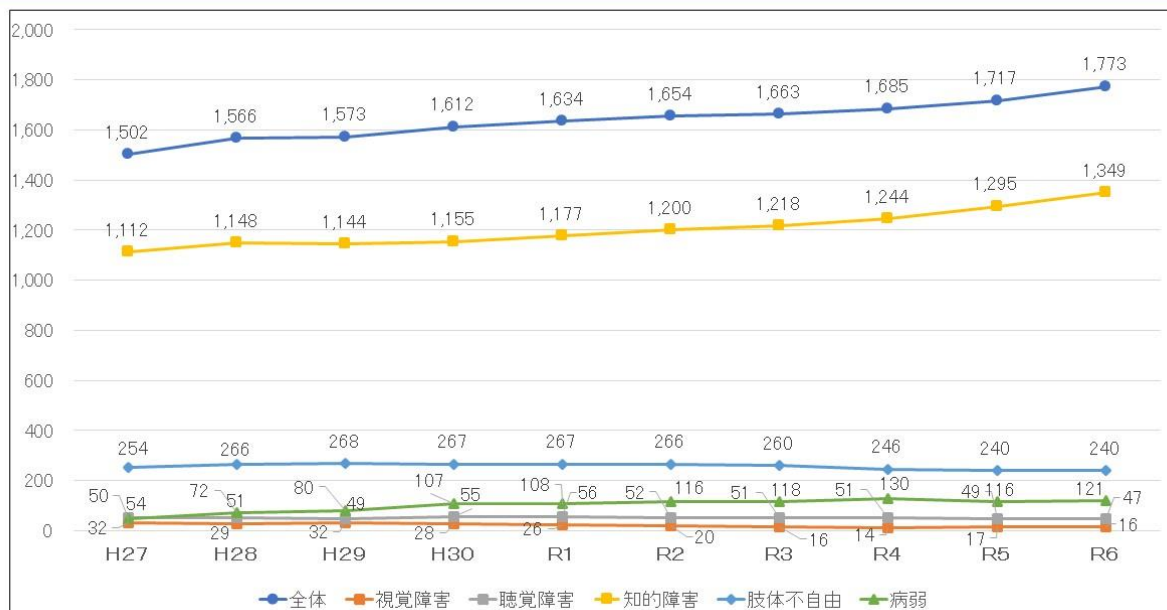
資 料

【資料 1】



【資料 2】

長崎県立特別支援学校の障害種別児童生徒在籍者数推移



【資料 3】

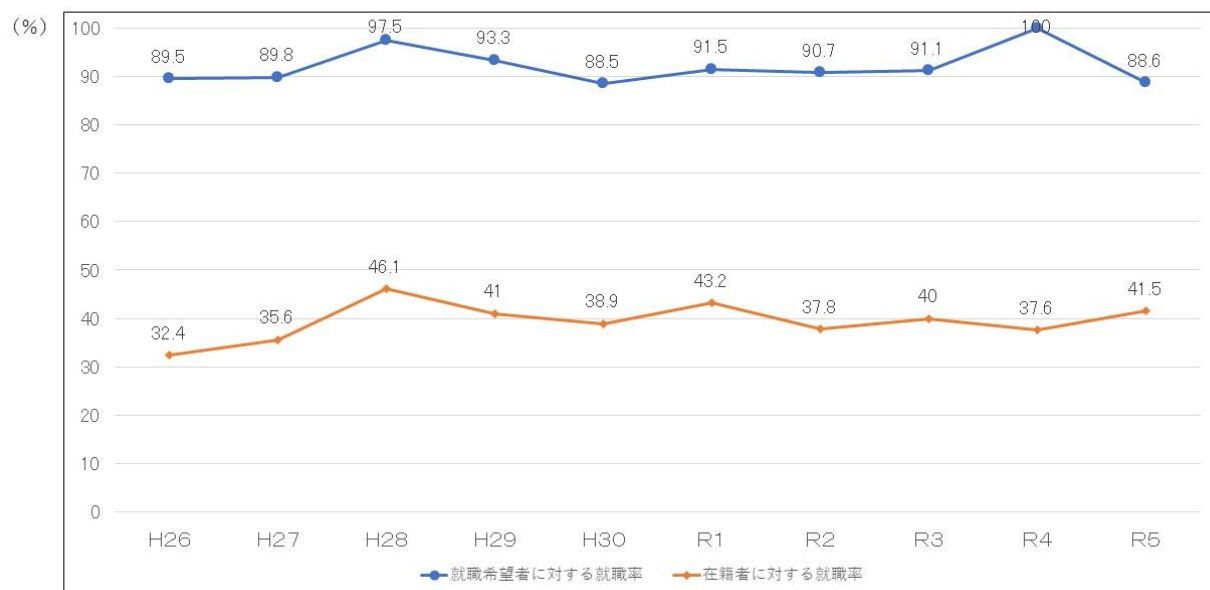
長崎県立特別支援学校における医療的ケア児数及び医療的ケア看護職員数の推移

年度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
医療的ケア児数 (通学支援利用児童生徒数)	5 6	5 7	6 4	6 8	6 7	6 9	7 6	7 7	8 1	8 1 (1 8)
医療的ケア看護職員数 (通学支援看護職員数)	1 3	1 3	1 3	1 3	1 6	2 1	2 1	2 2	2 2	2 8 (6)
配置校数 (通学支援看護職員配置校数)	8	8	8	7	7	7	7	7	7	7 (3)

※各年度 5 月 1 日現在、訪問教育は含まない。

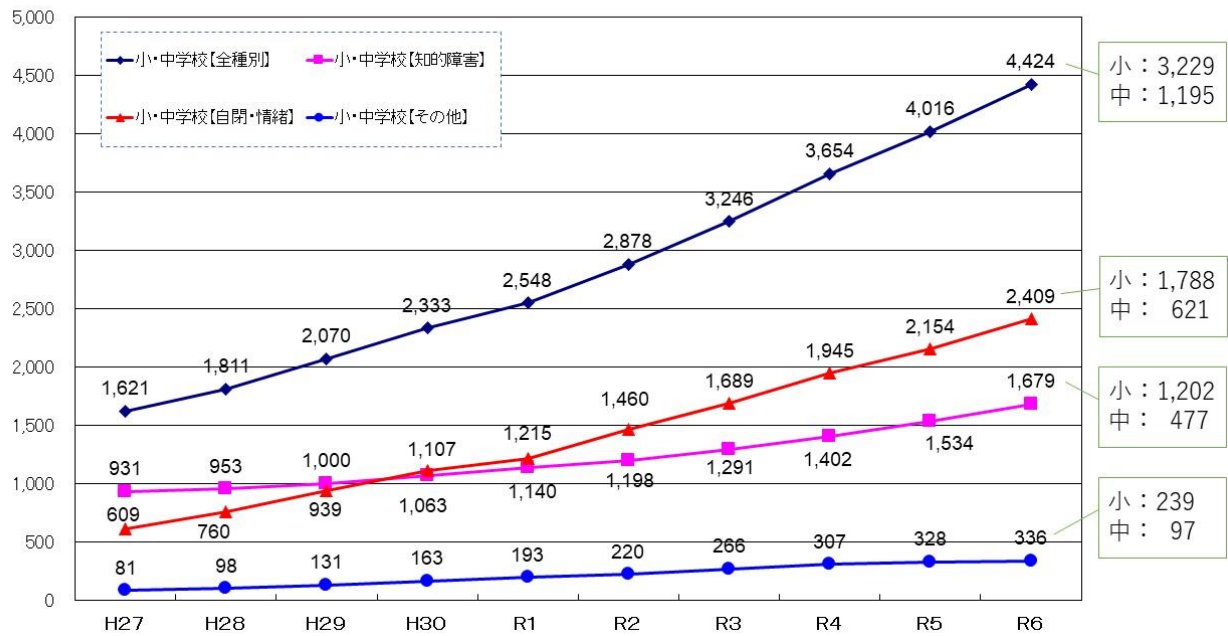
【資料 4】

長崎県立特別支援学校高等部就職率の推移（盲・ろう学校は本科除く専攻科）



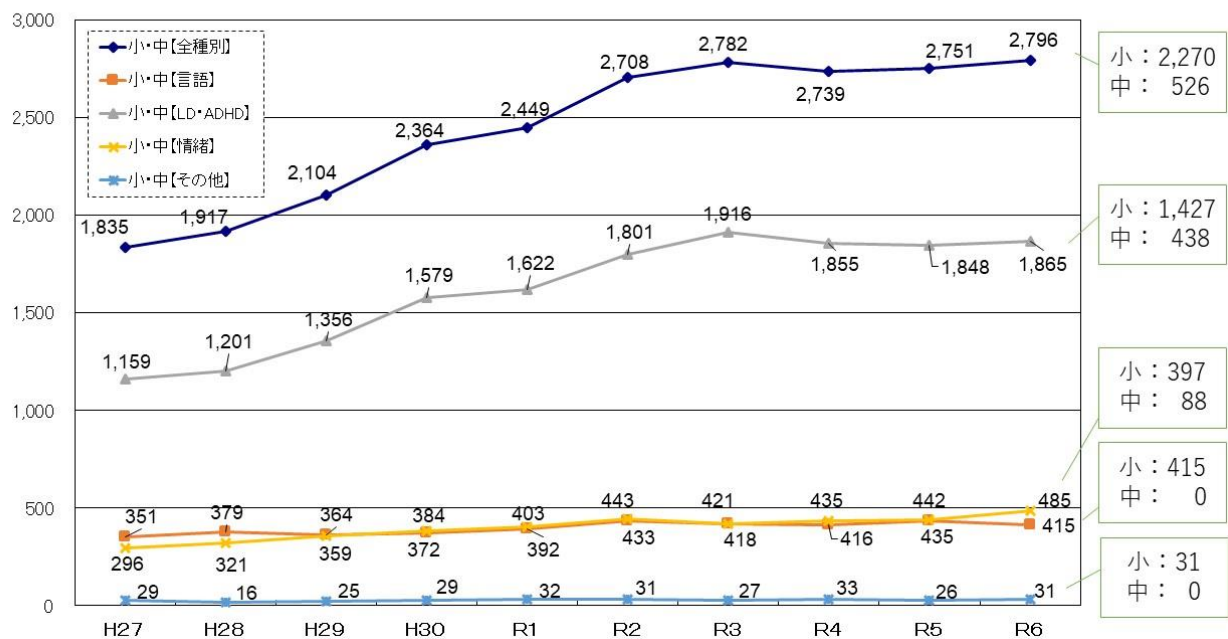
【資料 5】

長崎県の特別支援学級の児童生徒数の推移



【資料 6】

長崎県の通級による指導を受けている児童生徒数の推移



第二期長崎県特別支援教育推進基本計画 第二次実施計画 目標値

重点目標	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
◎ 特別支援学校高等部及び専攻科卒業生の進路希望に沿った進路実現率	92.0%	95%以上

章	その他の目標	基準値 (R5 年度)	目標値 (R9 年度)
1	自立活動の指導事例データベースを活用した特別支援学校（知的障害）の割合	—	100%
	特別支援学校に在籍する医療的ケア児の出席率	77.3%	85%以上
2	特別支援学級等指導力向上事業（学校訪問）の研修内容の理解度	—	100%
	発達障害等教育支援研修会＜キャリア・マネジメント編＞の研修内容の理解度	—	100%
3	特別支援学校における当該障害種の免許保有率	93.5%	94%以上
	要請を受けた学校へ指導教諭の派遣を行った市町の割合	100%	100%
4	活用型情報モラル教育教材「GIGAワークブックながさき」を活用したと回答した特別支援学校の割合	—	100%
	ながさき県民大学と連携した特別支援教育セミナー等の受講者数	—	300 名